

殺傷兵器の輸出「可能」

掃海や警戒に必要な場合

与党中間報告

武器輸出を制限している政府の防衛装備移転三原則の運用指針の見直しをめぐり、自民、公明両党は5日の実務者協議で、輸出緩和に向けた中間報告書をとりまとめた。掃海や警戒などの活動や正当防衛に必要な場合、殺傷能力のある武器を輸出する」とは可能との意見で一致したと盛り込んだ。殺傷能力のある武器は輸出できないとしてきた政府見解の変更につながる内容だ。▼4面

II 議論非公開

現在の運用指針は「救助、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型に限って装備品の輸出を認める。政府は、5類型に殺傷能力や物を破壊する能力がある「自衛隊法上の武器」は含まないと見解を示してきた。

自公の中間報告書は、5類型に基づく自衛隊法上の武器の扱いについて「明確な整理がなされてこなかった」とした。そのうえで「掃海」では機

い装備品は全て移転可能」との意見を併記した。

三原則の前文で定める装備移転の目的に、「国際法に違反する侵略や武力の行使、威嚇を受けている国への支援」を追加するべきだと明記。日本が英国、イタリアと共に開発する自衛隊の次期戦闘機を念頭に、「(共同開発品を)我が国から第三国にも直接移転できるようにする方向で議論すべきだ」という意見が大宗を占めた」と記した。

中間報告は論点の整理が主で、政府への具体的な提言の検討は秋以降に持ち越した。

(野平悠一、田嶋慶蔵)